

## 浄化槽汚泥処理手数料が平成 29 年 4 月 1 日から変わります

見直しを実施した結果、受益者負担の適正化を図るため浄化槽汚泥処理手数料を改定します。改定については、急激な負担増とならないよう、2段階に分けて実施します。改定内容は次のとおりです。

浄化槽汚泥処理手数料（消費税相当額を含みます。）

現 在	1 円 / 0
平成 29 年 4 月 1 日～	3 円 / 0
平成 31 年 4 月 1 日～	4 円 / 0



### ☆浄化槽汚泥処理手数料とは？

浄化槽清掃業者が、浄化槽から引抜をした汚泥を処理するための手数料です。住民の皆様が、個別に契約している浄化槽清掃業者の清掃料金に含まれており、業者から香取広域市町村圏事務組合に支払われています。

### ☆料金はどう変わるの？

処理手数料改定分がそのまま反映された場合、5人槽で平成 29 年 4 月 1 日から 2,500 円程度上がると予想されます。

なお、清掃料金については、浄化槽汚泥の汲取量や浄化槽清掃業者により異なりますので、契約している業者にお問い合わせください。

問合せ先 香取広域市町村圏事務組合 香取市仁良 300 番地 1 ☎78-1311

